

## 教育民生委員会記録

開 会 年 月 日	平成 2 8 年 3 月 1 4 日	
開 会 時 刻	午前 9 時 5 8 分	
閉 会 時 刻	午前 1 1 時 3 2 分	
出 席 委 員 名	◎藤原清史    ○楠木宏彦    上村和生    北村 勝	
	辻 孝記    吉岡勝裕    品川幸久    上田修一	
	中村豊治	
	中山 裕司議長	
欠 席 委 員 名	なし	
署 名 者	上村和生    北村 勝	
担 当 書 記	中野 諭	
審 査 議 案	議案第 11 号	平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算(第 6 号) 教育民生委員会関係分
	議案第 12 号	平成 27 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
	議案第 13 号	平成 27 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
	議案第 14 号	平成 27 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
	議案第 18 号	平成 27 年度伊勢市病院事業会計補正予算(第 3 号)
	議案第 24 号	伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	議案第 31 号	伊勢市福祉健康センター条例の一部改正等について
	議案第 32 号	伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第 33 号	伊勢市デイサービスセンター条例の一部改正について
	議案第 34 号	伊勢市国民健康保険条例の一部改正について
	議案第 35 号	伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第 36 号	伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の制定について
		管外行政視察について

説 明 員	健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉総務課長、医療保険課長
	介護保険課長、地域包括ケア推進課長
	教育長、教育部長、教育次長、教育総務課長
	病院事業管理者、経営推進部長、経営推進部参事、新病院建設推進課長
	経営企画課長、地域医療連携課長、医療事務課長、その他関係参与

## 審査結果並びに経過

藤原委員長開会を宣言し、会議録署名者に上村委員、北村委員を指名した。

直ちに議事に入り、去る2月29日の本会議において審査付託を受けた「議案第11号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、教育民生委員会関係分」外11件を審査し、「議案第18号平成27年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）」、「議案第31号伊勢市福祉健康センター条例の一部改正等について」及び「議案第33号伊勢市デイサービスセンター条例の一部改正について」は、賛成多数により原案可決、上記3件を除く9件は全会一致をもって原案どおり可決すべしと決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

次に「管外行政視察について」を審査し、管外行政視察については委員長からの提案のとおりとし、管外行政視察の案件に関する継続調査の申し出ることと決定した。また、管内行政視察についての継続調査の申し出をすることを決定し閉会した。

なお、詳細は以下のとおりです。

午前9時58分開会

### ◎藤原清史委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は、全員でありますので会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において、上村委員、北村委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る2月29日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました「議案第11号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、教育民生委員会関係分」外11件及び「管外行政視察について」のあわせて13件であります。

案件名については、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## **【議案第11号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、教育民生委員会関係分】**

### ◎藤原清史委員長

それでは「議案第11号平成27年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書 58 ページをお開きください。

58 ページから 69 ページ及び 72 ページから 73 ページにかけて款 3 民生費のうち、項 1 社会福祉費、項 2 老人福祉費、項 3 児童福祉費、項 4 生活保護費、及び項 6 国民年金事務費を一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、款 3 民生費を終わります。

次に 74 ページをお開きください。

74 ページから 81 ページにかけて、款 4 衛生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、款 4 衛生費を終わります。

次に 112 ページをお開きください。

112 ページから 129 ページ、款 11 教育費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

上村委員。

○上村和生委員

113 ページの教育総務費の事務局費というところの 7 番のところ、幼稚園一時預かり補助事業ということで、1,302 万円マイナスとなっておりますけども、これは当初予算を見させていただきますと、まるっきり同じ金額の 1,302 万円ということで執行率ゼロというような形になるかと思えます。この辺の部分をちょっと御説明いただきたいというふうに思います。

◎藤原清史委員長

教育総務課長。

●濱口教育総務課長

一時預かり事業補助金の執行ゼロということですが、これにつきましては、県の補助事業、国のほうでもありますが、私学助成という制度がございます。それで、新しい一時預かり事業のほう、私どもが予算計上させていただいたやつ、それと今、まだ預かり保育事業推進事業という私学助成が残っておりまして、私立幼稚園のほうにつきましては、どちらを選択してもいいというふうになっておりまして、今回、まだ、私学助成のほうを選択されたため、市のほうの補助事業のほうに手を挙げていただかなかったということで、実績がゼロでございました。

◎藤原清史委員長  
上村委員。

○上村和生委員

平成 27 年の 4 月から子ども・子育て新制度ということで移行されたわけやと思うんですけど、その辺の絡みがあるわけですか。

◎藤原清史委員長  
教育総務課長。

●濱口教育総務課長

新制度が始まりまして、こちらのほうの一時預かり事業というのを新しくつくったわけなんですけど、本来でしたら、こちらのほうで申請をあげていただくことも可能なんですけど、この私学助成事業と一時預かり事業の違いのところ、大きなところといたしまして、私どものほうの補助事業につきましては、1 日という、何人のお子様をお預かりしたかという実績に基づいて助成をするもの、それから県のほうの私学助成事業につきましては、それにかかる保育士さんのほうの人数で出すということで、どちらか得かというところを比較していただいた結果というふうに思っております。

◎藤原清史委員長  
上村委員。

○上村和生委員

それはですね、今 2 通りのと言うとおかしいですけど、2 つの補助の方法があると。どちらでも選択できるよということかと思えますけれども、新制度が始まってから将来的にといいますか、どうなっていくべきものなのか、今後どうなっていくのか、その辺ちょっと教えてください。

◎藤原清史委員長  
教育総務課長。

●濱口教育総務課長

将来的な見通しといたしましては、新制度のほうへ私立幼稚園のほうに移行していった場合ですね、恐らく、国県がやっております私学助成というところで預かり保育という部分がなくなっていくというたらあれなんですけど、減っていくんではないかなと。そうすれば、国のほうで今助成事業として私どもが予算計上いたしました一時預かり事業のほうへ皆さんのほうへ移管というか、移行してくるというふうに思っております。

◎藤原清史委員長  
よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようでありますので、款 11 教育費 を終わります。

以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第 11 号 平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）中、教育民生委員会関係分」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

## 【議案第 12 号平成 27 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）】

◎藤原清史委員長

次に 147 ページをお開きください。

147 ページから 190 ページ「議案第 12 号平成 27 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を御審査願います。

本件につきましては、一括で審査をお願いいたします。

御発言はございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

一括ということで基金のことをお伺いしたいんですけど。今現在 11 億円の国保の基金がありまして、現在の部分が最終的には、4 億ぐらい返ってくるというようなことをちょっと先ほどお伺いをしたんです。それでいくと大体 15 億という数字になるかと思うんですけど。伊勢市の国保会計としては、これは正しいのかどうなのか。将来の姿も含めて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◎藤原清史委員長

医療保険課長。

●中上医療保険課長

国保の財政調整基金につきましては、今、品川委員がおっしゃったとおり、現在 11 億 7,000 万円程度、国から財政調整交付金が、この後どれぐらい入ってくるかということは、まだちょっと不確定ではありますが、昨年は、今委員おっしゃったように 4 億円程度が入ってきております。この運用につきまして、適切かどうかということでお問い合わせをいただいたわけですが、平成 30 年度には、国保が広域化をされるということも見据えて、なるべく国保の保険料がその年で大きく動くことのないように、そういったことも視野に入れて基金を適切に運用しておるところということで考えております。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

わかりました。歳入については決算でちょっとさせていただきたいと思います。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 12 号 平成 27 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

## 【議案第 13 号平成 27 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）】

◎藤原清史委員長

次に 193 ページをお開きください。

193 ページから 210 ページ、「議案第 13 号平成 27 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を御審査願います。

本件につきましても一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 13 号平成 27 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

## 【議案第 14 号平成 27 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）】

◎藤原清史委員長

次に 213 ページをお開きください。

213 ページから 236 ページ「議案第 14 号平成 27 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を御審査願います。

本件についても一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第 14 号平成 27 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。  
そのように決定いたしました。

### 【議案第 18 号平成 27 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 3 号）】

◎藤原清史委員長

次に 283 ページをお開きください。  
283 ページから 296 ページ「議案第 18 号平成 27 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 3 号）」を御審査願います。  
本件につきましても一括で御審査願います。  
御発言はございませんか。  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

この議案第 18 号、病院事業の補正予算について、少しお尋ねさせていただきたいと思います。  
補正予算の大きな増額として、285 ページにあります経営改善のための補助金 2 億円を増額して、4 億 8,560 万ということではほしいという内容があがっております。  
この項目の中身ですけれども、この経営改善のための補助金という名前になっておりますけれども、赤字が残ったままだと起債できないため、基準内繰入金のみで経営できなかったための赤字補填支援金ではないかなというふうには、中身は思っていますけれども、平成 25 年度の決算では 1 億 1,500 万、また 26 年度の決算が 3 億 6 千万、そして今年度は 4 億 8 千万ということで随分この基準外繰り入れがふえてきているのが現状ではないかと思っております。

入院患者数、この議案に対しては、本会議でも議案質疑がなされておりますけれども、少し重複

する部分があるかと思えますけれども、お答えいただきたいと思いますが、入院患者数が少ないためだけではないんじゃないかなと思えますけれども、この基準外がふえてきている要因はどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎藤原清史委員長  
経営企画課長。

●佐々木経営企画課長

今回の補正予算では入院患者数におきましては、1日平均19人減少の188人といたしましたため、入院収益で3億82万9,000円の減額をしております。

また外来患者数におきましては、当初予算で一日平気495人と見込んでおりましたが、紹介患者数などの増加によりまして、1日平均23人増加の518人としたことにより、外来収益では2億8,871万7,000円の増額をしております。

一方支出におきましては、外来患者数の増加などのために伴いまして、材料費で1億7,125万4,000円の増額、それから当初の予定より退職者が増加したことなどにより、当年度での資金不足が見込まれるため、他会計補助金として2億円の増額をさせていただいたところでございます。

◎藤原清史委員長  
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

なかなか、数字をふやすというのは、入院患者数また外来患者、確かに大変努力はいただいておりますけれども難しい部分はあるのかと思えます。

この医業費用59億円のうち、人件費が36億円、給与がかかっているということで、他の病院と比べても恐らく人件費の比率というのは相当高いものではないかと思っております。

以前ですね、医師確保手当とか人事評価の増額の部分、固定費の増額になりますよねという話をさせていただきました。病院のほうからはがんばりますというふうなお答えをいただいていたかと思えます。

医業収益が49億円しかないなかで、この固定費がなんとかならないのかと、当初回復リハを始めるときもですね、また質疑させていただいて、これが病院の負担になりませんかというふうなことを聞かせていただきました。とんとんぐらいでやれるんじゃないかというふうな答えをいただいておりますけれども、今年度については、医師の課題でなかなかそれが黒字にはなっていないというふうな現状も聞かせていただいております。その辺なんとかならないのか、その辺の観点で一度お答えをいただけますでしょうか。

◎藤原清史委員長  
経営企画課長。

●佐々木経営企画課長

収益があがらないということで、皆さん御心配おかけしていますことを深く反省しておりますけ

ども、医業収益を上げていくということが重要だと認識しておりまして、入院患者数の増加、これに関しましては、時間内の救急患者の確保、獲得、それから地域医療連携の強化、そういったところでの紹介患者数を増加させまして、入院収益を確保し、健全経営に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

その辺はがんばっていただきたいというふうに思ひます。

その中ですね、これまでコンサルタントを入れて経費削減ということで、その知恵を生かしていただいて、いくつか削減をしていただいた経緯もありますけれども、この 27 年度において、どのような形で経費削減の努力をしてきたのか、紹介していただけるものがあれば、お答ひいただきたいと思ひます。

◎藤原清史委員長

経営企画課長。

●佐々木経営企画課長

経費削減につきましては、平成 25 年度から本格的に削減に努めてまいりまして、主としまして診療材料費、それから医薬品費の削減、これにつきましては、納入業者さんの御協力もありまして、平成 27 年度に関しましては 870 万円の経費を削減しております。この診療材料はベンチマークを活用しての価格交渉、それから薬価交渉におきましては業者との交渉をしております。平成 25 年度の効果額が約 1,600 万円、さらにですね、それを基準に、さらに平成 26 年度では約 1,300 万円の削減、またさらにそこから平成 27 年度が 150 万というふうになっておりますので、診療材料におきましては、ほぼ底にきているのかなというふうに考えております。

それから診療材料費の同種同効品への切り替えで、現在使用しているものと同程度の効果があり、金額が安価であるものに切り替えを行いましたり、それから医療機器の委託内容の見直し、これにつきましても年間保守から、スポット点検への変更などで約 5,600 万円の経費の削減につながっております。

それから梱包単位の見直しによる経費削減、これは微々たるというか、そんなに大きくはないのですが、梱包単位を大きいものに変更することにより、一品当たりの金額を減らすと、そういった努力をしております。

それから委託業務に関しましては、これまでも御報告をさせていただいておりますけれども、一部の委託業務の包括委託ということにしましたので、平成 26 年度からは 1,400 万円の経費を削減しております。

これらの効果につきましては、今後も引き続き、削減効果として持続しますので、今後の経営の安定につながるものと考えております。

さらなる収益の増加、それから経費削減に職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

大変、経費削減についても努力をされているということは確認させていただきました。

まあ、小さなことからコツコツとですね、常に医療の質を上げていただくのは当然のこと、また医業収益の確保に、患者数をふやしていただくのも努力していただきながらですね、経費削減に努力をしていただきたいと思います。

もう少し聞かせていただきたいのは、先日の質疑の中でも、病院長のほうからも京セラのアメリカ経営を学んでいますということで少しお答えをいただきました。私も15年間京セラにおりましたので、その辺は大変いい勉強をされているのではないかなというふうにも思いますけれども、間もなく試行期間に入っていくということも聞かせていただきました。その京セラの手法を、アメリカ経営を学んでいこうとした理由は何か、ちょっとそこら辺、経緯を聞かせていただけたらと思います。

◎藤原清史委員長

経営企画課長。

●佐々木経営企画課長

経営改善にはですね、全員参加経営を実現する仕組みというものが重要となってきたという認識のもとに、ただ単に分析をするツールだけにとどまらず、職員全員が力を合わせて経営に参加し、生きがいや達成感を持って働くことができる全員参加経営、これを促す仕組みづくりであると考えております。

具体的な取り組みなんですけども、全員参加経営の実現につきましては、具体的には、組織を役割責任に応じた部門別に分割しまして、各部門の活動成果を正しくとらえ、数値として可視化し、部門ごとの課題を明確にしまして、職員全員で改善に取り組むことで経営者意識を持った人材を育成し、全員参加経営を実現させていこうというふうに考えておりまして、これを導入することといたしました。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

考え方としてはですね、大変いいことだと思いますし、特に京セラの中でも、その、部門採算というのがですね、重要視をしております、私も毎日数字を次の日の朝には、マスタープランに対して進捗度がどうなのか、そういう目標に対して日々の情報がですね、全員が共有しながら、きょうの仕事に当たる、そういうことをしておりますので、やはりそういうことがですね、これから行われていくことをぜひ望みたいと思いますし、監査委員をさせていただいたときにも部門別の採算がどうなっているのかということをしつかりと見てもらわないといけないですねということで、

病院のほうからは、不採算の部門もございますので、いろいろお医者さんのこともありますし、ということもあったんですけども、やはりその間接部門においてもですね、事務部門とかいろんなところにおいても、その数字を見ながらですね、今どういうふうな状態で経営がなされているのかということをしかりと皆さん認識していただいて、一人一人が社長のつもりでですね、病院長のつもりで、その数字を見ながら、毎日経営していただくようにしていただきたいなというふうに思います。

医療の質の向上を図っていただくということは、病院長常々言っていたいております。中には、大変、伊勢病院の医療に対して評価をしていただいている方も中にはたくさんおりますので、あとはこの経営の数字をですね、いかにこのマイナスの赤字分が、市民に負担がこれだけかかっているのですよっていうことを十分認識していただきながらですね、全員が経営の意識を持って基準外繰入の削減に努力をしていただきたいというふうに思います。

◎藤原清史委員長

他に御発言ございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

先ほど、経費の削減の話がありましたけどね、もう伊勢病院の経費削減というのはもう限界のほうまで来ておるのではないかなと思っております。しかしですね、それをしながら、やっぱり基準外の繰り入れ、赤字補填がふえとるということ自体はね、だいたい経営が悪い方向に向いておるとしか思えないんですよ。そこら辺どうですか。

◎藤原清史委員長

経営企画課長。

●佐々木経営企画課長

今、職員一丸となり収益の向上、それから今も申しました経費削減に一層の努力をしておるところでございますけども、やはり入院収益、こういったところが確保できないというふうな状況でございますので、医師を確保しつつ、入院収益を上げていく努力を精いっぱいやっていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

不採算とよく言われるんですけどね、伊勢病院に関してはね、私は不採算部門を持ってないと思っておるんです。もし、どこが不採算なんかっていうところがあつたらね、挙げていただきたいなと、どうですか。

◎藤原清史委員長  
経営企画課長。

●佐々木経営企画課長

これまでも不採算と呼ばれる部分と診療科につきましては、整理をさせていただいておりますので、不採算部門がどこなのかというふうなことにつきましては、ほぼございませんが、ただ、救急告示病院というところで、救急の受け入れ体制が、今十分に整っていないというところもありますので、脳神経外科、それから循環器、この部分の医者の確保に努めまして、収益を上げていきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長  
品川委員。

○品川幸久委員

先ほど言っていたようにね、伊勢病院は不採算の部門がないんですよ、精神科であるとかね、伝染病棟とか、そういう公がせなあかんとか、そういう不採算の部門は全部切っちゃっておるんで、今は採算がとれる部門しか残ってないんですよ。それで、先ほど言われたように救急についてもですね、脳神経と心臓がないがためにですね、重篤な患者が受け入れられない、イコール収益が上がらないということの悪循環ですよ。ですから、救急車が来ても、頭を打っておるなというような感じだと、じゃあ日赤に回ってもらおうかというようなことで、伊勢病院に入ってくるのは軽度な患者しかこない、イコール収益が上がらないということですよ。日赤さんがこんなドル箱はないという、伊勢病院がね、ちょうど割り当てを減らしたときに、よく伊勢病院が離れたことやなど、この救急はまさに病院経営としてはドル箱なんでね、そのところが先ほど言われた心臓の方と、脳外の方が来ていただければ、そのところで大きく収益を上げられるということはもうわかっておるんでね。

私、一般質問の時も少し聞いたんですけど、先生の確保ですよ、そのときには部長のほうからね、非常に困難やというふうな話が出たんですけど、本当にそうなんかなと思うとね、ああいうところで、テレビも放映されておる中でね、病院の先生が困難やと言われるとですね、そうするともう私どもとしては言いようがないんですよ。

おたくらは1番根本にある人件費の削減については手をつけなくて、それをするには医業収益を上げな仕方がない。そういうことでしょ。そのところには先生が必要やというところに先生も来ない、人件費は下げないというところで、経営改善ができるわけがないと僕は思っておるんです。そこら辺ちょっと、部長さんどうですか。

◎藤原清史委員長  
経営推進部長。

●森井経営推進部長

医師の確保について困難やという答弁といいますのは、今、どこの病院につきましてもその、それこそ都会以外のところで医師の確保がなんとでもなるというような状況にはないのは皆さんご

らんのおりやと思っています。

これにつきましては25年に、24年でしたかね、医師確保手当、それから医師の奨学金等々で、今後の診療科のマッチングという課題はありますものの、伊勢病院初期研修をまずは来ていただく環境、それから残っていただける環境、それとあわせて指導員として大学病院からの派遣も含めて来ていただける環境、その辺のところを地道に努力しながら進めておりますので、確かに今現状の中で、循環器でありますとか、脳外科の先生を今すぐ招聘するというのは困難な状況にありますけれども、今後の開院またその後の病院の安定経営に向けては、その辺のところを努力しながらやっていきたいと、そういうふうに考えています。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

僕、ちょっと認識違うんですけど。今、大学病院のね、三重大のほうなんかというのは、特に、都会へ全部先生が出てしまいますよね、いつか、それではいかんというので、地域のほうの枠をつくらないかんというので、地域のほうに残ってもらおう先生というのを、120人の先生がおるんやったら60人ぐらいは残ってくださいというようなことで進められておると思うんですね。それがもうすぐそこまで来ると思うのに、院長そうですね、そういうことですね。

◎藤原清史委員長

病院事業管理者。

●藤本病院事業管理者

卒業生は、ことしか去年ぐらいから少しずつ出ておりますけれども、まだまだ県内の医師の不足は十分充足されたという状況ではまだなく、もう少し時間がかかるというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

そういうことですね。今どんどんどんどん、いや、毎年毎年どんどんどん地域に残ってくれる先生の数はふえとるはずなんですね。ですからそんなときに、やっぱり先生のやつが困難やというような答弁を出しておるようではね、実はこういうことになっておるんでね、今頑張っってもう少しですよみたいな話があるかと改善はできんということですよ。そうでしょ、地域の中でね、60人の先生が毎年残ってくれるにしたらね、これはやっぱりある程度早いうちに地域の中の先生の不足というのは、何科の先生が残るかわかりませんよ。それは研修医にとっても同じじゃないですか。伊勢病院が、研修医が何人もおる、何人もおるといっても、この研修医とは何科の先生なんですかね、聞きたいですけどね。果たして、その人が残ってくれるのか、研修しても、皮膚科へ行くか、眼科に行くかわかりませんしね。それは伊勢病院のほうである程度方向を決めてから後期のほうに入っていくんやと思うんで、それがまして残ってもらえるのか、残ってもらえやんかわからない。

だから、そこら辺のことをね、ぼやかしたような言葉ではなくてね、ちょっとここんところはこうなんやというポイントをね、きちっと、前向きなもつとところと、後ろ向きなところをちゃんときっちり言わんとね、なかなか、病院の経営はわかりづらいですよ。私らはあなたらからもらった数字だけで判断をせざるを得んとすればですね、この予算書にしても、補正予算書を見ても、この数字だけで弾いておったら、そんなの認められるわけではないですよ。やっぱりその中に、他の議員の皆様は伊勢病院に対する思いであるとか、そういうものが入ってきておるんですよ。

もう一つだけ、言わせてもらいますけど、人件費の問題なんですけど、看護婦確保のときにですね、看護婦さんが確保できません、大変ですという話がずっとありましたよね。あのときの原因というのは、結局看護婦さんの初任給の問題やと、公務員の給料表を使っているから初任給が安いですよ。日赤さんは、普通の看護婦さんの表を使っておるんで初任給が高い、ということは同時に看護学校を出て看護婦になろうかというても、伊勢病院に行こうか、日赤に行こうかというたら、当然、日赤のほうが、ちょっと仕事はえらいかもわからんけど初任給は高いんでね。そこら辺のことは、おたくら全部適用なんで、すぐにでも改善できる話なんですよ。それが一切されてなかったということは、もうちょっと問題あるのかなと思ってますよ。いまだにこのね、全部適用で人件費もなぶれるということがわかつとるわけなのに、いまだに公務員の給料表を使っておるという。そこら辺を改善せんと、ちょっと難しいのかなと思っておるんで、最後にそれだけ聞いて終わります。

◎藤原清史委員長

経営推進部参事。

●下村経営推進部参事

看護師の給与の問題でございますが、委員御指摘のように看護師の場合、採用時あるいはその後数年は医療職三表のほうが、給料が高いという状況がございます。もちろん運用方法、仕方にもよりますけども、その部分につきましては今後さらに議論を深めながら、給料表の適正化という観点で取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

また看護師確保という意味ではですね、奨学金もそうでありますし、また、就業環境、職場環境というのが大変重要だというふうに認識をいたしておりまして、今年度三重県のほうで創設をされました女性が働きやすい医療機関認証制度というのがございまして、これらについても取得に取り組み、実は先日認証をされるというふうな御連絡もいただいたところでございますので、そういった面も含めましてですね、看護師の問題については、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

品川委員。

○品川幸久委員

私は補正に反対の立場であるということだけ表明して終わっておきます。

◎藤原清史委員長

他に発言はございませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

今の平成 27 年度ですね、補正予算編成、大変病院側も努力されておるということについては理解をさせていただきました。ここで 2 点ほどですね、一応まず確認をさせていただきたいのは、特に平成 27 年度の伊勢病院の病院事業管理者のちょっと課題と申しますか、目玉と申しますか、特に平成 27 年度は、一つはですね、地域医療連携課の設置と地域医療との連携を図って行って、患者さんの確保をしていきたい。さらには、2 点目といたしましては、時間内救急の受け入れ体制の強化、これによって患者の確保をしていきたい。こういうようなことで、2 つの柱として、私は、伊勢病院としては取り組んできたというぐあいに平成 27 年度は理解をしておるわけでありまして。この点、先ほど来議論されておりますようにですね、結果といたしまして、実際には入院患者数がふえない、外来患者数はふえたというような状況なんですけれども、この 2 つの取り組みに対してですね、ちょうど 1 年が経過をしてきたわけでありまして、どのような課題、どのような反省、これからどういうぐあいに方向づけをしていくんだということについて、整理されておればちょっと御紹介をいただきたいというぐあいに思います。

◎藤原清史委員長

地域医療連携課長。

●西岡地域医療連携課長

昨年の 4 月から地域医療のさらなる強化ということで、地域医療連携課が設置されました。地域との病院からの紹介の受け入れの前方支援と退院支援、その後方支援、それから医療相談を柱に 1 年間やってまいりました。5 月と 1 月には、副部長や経営推進部課長とともに開業医を訪問して活動の紹介のお願いをさせていただきました。

また 7 月に患者相談窓口を地域医療連携課内に設置いたしました。このことにより、患者サポート体制充実加算の算定ができて、27 年度は約 220 万の増額を予定しております。1 月と 2 月、3 月には、地域福祉交流会ということで、地域包括ケアシステムの一環として、地域の福祉事業者との交流会をさせていただいております。それは、来年度も引き続きさせていただく予定です。

そして、伊勢地区の医師会と伊勢赤十字病院と協働いたしまして、在宅患者の引き受けリストや地域連携クリティカルパスの見直しにも力を入れておる次第でございます。

◎藤原清史委員長

医療事務課長。

●中村医療事務課長

委員仰せの救急の関係でございます。26 年度と 27 年度を比較しますと、4 月から 2 月の 11 カ月分でございますが、救急患者数は 26 年度 3,072 名に対し 27 年度は 3,306 名で 234 名の増となっております。その患者様が入院されたのが、26 年度が 1,076 名に対し、27 年度は 1,043 名で 33 名の

減となっております。救急でみえた患者様は、27年度は増加しましたが、入院される方が減少したという状態でございます。そのため入院の収益が減っております。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

1年間で評価を出せということについては、非常に難しい部分があるかと思うんですけども。特に各市内ですね、診療所を回られまして、その反応はどういうような状況でしたか、ちょっと御紹介をいただきたいと思うんですけども。

◎藤原清史委員長

地域医療連携課長。

●西岡地域医療連携課長

開業医の先生はおおむね好意的な御意見で御紹介をしていくということは、訪問時にはしていただきました。実は昨年度と比べまして300名ほど現在では紹介患者はふえております。それと救急に関しましても、紹介患者で時間外の紹介に関しましては救急で見ていただくように手配しております。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

効果が出てきておるといように一応理解はさせていただいております。

ここでもう1点確認をさせていただきたいのは、289ページですね、1番の業務活動によるキャッシュフロー、9,816万7,000円という数字が出ておるわけですね。これは見方によっては9,816万7,000円、この平成27年度については、当年度の純利益が出たというように見るべきだと思うんですけども、ところがですね、先ほど来議論されておりますように、実際にはこの基準外の繰入金額については、私は平成27年度につきましても約6億7,000万ぐらいで、過去の数字を見ても非常に順調であると、まあ妥当な線だなというぐあいに御理解をさせていただいております。

ところが先ほど来出ておるようによりますように基準外繰入が、平成23年だと思んですけども10億3,000万ぐらいの基準内繰入を当時やっておるわけですね。これは当時、病院経営の状況も含めて、これは議会としてもやむを得んということで、いちおう当時は整理させていただいたというぐあいに思っております。

ところが今回平成27年度の基準外繰入が5億4,000万ぐらいですか、こういうような数字に累積するようになっておるわけですね。非常にこういう意味では先ほど来議論されておりますように非常に病院の経営についてはですね、状況としては厳しい状況に来ておるといいうぐあいに、この数字を見ればそういうぐあいに思うわけですね。

特に平成23年の10億3,000万から、この基準内繰入がまた一時期ぐっと減ったんですけども、

状況としては5億4,000万近くまでふえてきておる。この実態については大変、冒頭申し上げたように、非常に努力はされておるとは思うのですが、その努力が効果に結びついていない。こういう現状の中でこれを減らしていくのが、私は病院の経営を、正常な状態に戻していく、これはもう当然これをゼロに近づけるということが取り組みやと思うんですけども、この点もう一度ですね、企画課長、決意があればちょっとお示しをいただきたいと思います。

◎藤原清史委員長

経営企画課長。

●佐々木経営企画課長

決意と言われますとおこがましい話ですけれども、取り組みといたしましては、先ほど来、御答弁させていただいておりますとおり、やはり基準外繰入をなくして安定経営にしていく、これが最大の病院にとっての使命だと考えておりますので、医業収益を上げ、安定経営に向けて、職員一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

中村委員。

○中村豊治委員

ぜひそういう方向で取り組んでいただきたい、大変期待をさせていただいておりますので。

もう1点はですね、ここで2番目の投資活動によるキャッシュフロー、この2番目のですね、長期貸付金による支出ということで、約7,000万円のマイナスということで、現金がこう動いておるといことですね、これはね。これは医師・看護師の確保への投資ということで理解をさせていただいております。大変非常に努力をされてですね、医師看護師の確保についてもですね、当初計画された内容で進めていただいております。

それからもう1点はですね、研修医の確保、これについてもですね、実際には順調に来ておるといんですけども、どういう状況なんかちょっと御紹介いただきたいといんですけども、研修医の確保ですね。

◎藤原清史委員長

経営企画課長。

●佐々木経営企画課長

初期研修医の確保につきましては、本格的に力を入れ始めましたのが平成25年度の取り組みからございまして、実際には平成26年度に5名確保しております。それから27年度は4名、それから平成28年度は4名の今マッチングをしたところでございます。この初期研修医が、2年目、26年度に確保しました5名の、2年終わるわけですけれども、その次のステップといたしましては、この中の1名が内科医ということで残っていただける、そういうふうな状況になっております。

◎藤原清史委員長  
中村委員。

○中村豊治委員

そういうことで、非常に努力されておるということで理解をさせていただきました。

もう1点、お尋ねさせていただきたいのは、平成30年5月開院に向けて今新しい病院については取り組んでいただいておりますけれども、あの時点で44名の医師の確保をしていくんだと、こういうようなことで、それが新しい病院経営のですね、一つの土台になんだというような説明をいただいております。

実際に今不足しておる、先生方についてはですね。脳神経外科の2名、さらには、循環器科は1名、総合診療が1名、透析が1名というような形でですね、ぜひこの医師については確保していくんだというような決意も当時いただいたわけでありましたが、状況としてはどうでしょうね、こういう今の44名をですね、平成30年の5月開院に向けて44名の医師を確保していかんならんと、こういうような状況の中での、現状の取り組みですね、先ほどから出ておるんですけども、御披露いただきたいと思います。

◎藤原清史委員長  
経営企画課長。

●佐々木経営企画課長

常勤医の確保につきましては、先ほども答弁させていただいたとおりでございますけれども、やはり、三重大学病院との連携、協議、その辺が重要となってきました。院長を初め、再三、三重大のほうには、お願いに足を運んでおるところでございます、うちの不足する診療科の医師の教授のところに出向きまして、何とか新病院の開院までにはというお話も出てきておりますので、積極的に医師の確保につきましては、三重大附属病院のほうに、これからもお願いに上がりたいと。

それから、別の取り組みといたしましては、やはりホームページとか、そういったところの募集というのが結構効果があるところもございますので、そういったところにも、啓発、そういった部分につきましても取り組みをしていきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長  
中村委員。

○中村豊治委員

ぜひそういうことで積極的に取り組んでいただきたい。

病院事業管理者にちょっとお尋ねさせていただきたいのですが、平成27年度ですね、この2つの柱ですね、病院事業管理者が掲げた。冒頭申し上げたように地域医療連携の強化、さらには時間外、時間内の救急体制の強化、この点どのようにこの1年間の総括をされておるのかちょっとお示しをいただきたいと思います。

◎藤原清史委員長  
病院事業管理者。

●藤本病院事業管理者

一応、職員全体の努力として少しずつ効果は上がってきているというふうに考えております。ただ、もう少し紹介患者さんの伸びとか、そういうのをもう少し延ばしていければとければというふうに考えております。それが入院につながってくるというふうに考えておりますので、その辺のところも、全力を尽くしてやっていきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長  
他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長  
御発言もないようですので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長  
ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第 18 号平成 27 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 3 号）」については、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

◎藤原清史委員長  
起立多数と認めます。  
よって議案第 18 号は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**【議案第 24 号伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について】**

◎藤原清史委員長  
次に、条例等議案書 33 ページをお開きください。  
33 ページから 45 ページにかけて「議案第 24 号伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

この条例改正案ですけれども、障がい者やあるいは子供を1人親家庭等に対する医療費の助成に関して、あるいは障がい者への自立支援給付などについて、マイナンバーを利用するというものなんですけれども、このマイナンバーを届け出なければ、医療費の助成、あるいはその申請、それから給付が行われないのかどうか。つまり、マイナンバーの使用が強制されるのかどうかについてお伺いをしたいと思います。条文上では市の機関は、マイナンバーを利用することができるというふうになっておるんですけれども、そここのところの確認をお願いしたいんですが。

◎藤原清史委員長

医療保険課長。

●中居医療保険課長

楠木委員のマイナンバーの使用が強制されるのかどうかというお尋ねにお答えします。

今回のこの条例の一部改正でございますが、障がい者の自立支援給付と福祉医療費助成が、新たにマイナンバーの利用ができる事務ということで追加をするものでございまして、このマイナンバーの届け出がない場合、私どもが受付をしないかということで、お答えする場合、受付はさせていただきますので、強制されるものではないという認識でございます。

◎藤原清史委員長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第24号伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

**【議案第 31 号伊勢市福祉健康センター条例の一部改正等について】**

◎藤原清史委員長

次に 118 ページをお開きください。

118 ページから 128 ページにかけて「議案第 31 号伊勢市福祉健康センター条例の一部改正等について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

この福祉健康センター条例の改正ですけれども、これまで存在した伊勢市障害者就労支援施設条例、これを廃止して、そこに規定をされておった 4 つの障害者就労支援施設、このうちの 3 つを、福祉健康センターに設置されているひまわりを除いて、この 3 つを民間に譲渡するというものをだと思えます。

このことについて、昨年 8 月 27 日に教育民生委員協議会で報告はされましたけれども、そこでは、市が主体的に実施してきたサービスのうち、民間事業者のサービスの提供体制が充実していると判断できる事業については、民間事業者に主体を移行すると、このように述べられておりました。その方針に沿った民間譲渡ということになると思うんですけれども、指定管理者による管理から民間譲渡して事業を継続するということですが、特に何か変わることはございますでしょうか。

◎藤原清史委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

委員の御質問にお答えさせていただきます。

民間譲渡をして何が変わるかということですが、今後ですね、公募によりまして事業者を選定いたしますので、施設の管理者が変わる可能性がございます。しかしながら事業自体は変わらず、これまでどおり就労支援のサービスを継続するものでございます。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

利用に関して、許認可をする方はどなたになりますか。

◎藤原清史委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

現在ですね、指定管理者によりまして、利用の許認可を行っているところでございますけれども、譲渡後につきましては、民間事業者で許認可を行うことになります。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

地方自治法 244 条で公の施設は正当な理由がないかぎり、住民の利用を拒んではならない。あるいは、不当な差別的取り扱いしてはならないとこのような規定がございます。

現在の指定管理においてはこの規定は有効なんでしょうか。

◎藤原清史委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

指定管理においては、この規定は有効と考えております。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

そうしますと民間譲渡された場合にこの規定はどうなりますか。

◎藤原清史委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

この協定はですね、指定管理期間において、有効であるということで、民間譲渡した後は、効力は持たなくなるものでございますけれども、県の事業所指定を受ける中でですね、当然その差別的な扱いというのはしてはならないというふうなことが指導されると理解しております。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

その場合、市長あるいは議会のですね、管理あるいは運営に関しての関与は認められることになるのでしょうか。

◎藤原清史委員長

福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

就労支援事業の運営に関しましては、公費が入ることになります。したがって市としましては、調査指導に入ることになりますので、市との関与につきましては引き続きあると考えております。

◎藤原清史委員長

健康福祉部次長。

●江原健康福祉部次長

指導につきましては、県が指定権限者でございますので、基本的には指導は県。それから市につきましては必要と認められる場合に、調査とか報告を求めていくと、こういうことでございます。

◎藤原清史委員長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

私は今の条例改正案に関して、反対の立場から討論を行います。

公の施設は、地方自治法 240 条にもありますように、先ほど申し上げましたけれども、住民福祉を増進する目的を持って設けられていると。これまで指定管理制度によって市長の関与を受けておりましたけれども、今後民間譲渡されると、今お話がありましたけれども基本的にはそこから外れてしまうと。

公共施設というのは、営利活動とは異なって住民の生存権、生活権という基本的人権を尊重するものです。このような点から見ると、民間施設の供給が十分であるということから公的な施設が不必要になるというわけではないと考えます。つまり民間では代替できないような性格が公の施設に

は付与されていると。その点を考慮する必要があるんだと思います。

公的な責任を果たしてきた、公の施設を安易に民間に譲渡すべきではないと考えて私たちは、この条例の改正及び廃止の議案に反対をさせていただきます。

◎藤原清史委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 31 号伊勢市福祉健康センター条例の一部改正等について」は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

◎藤原清史委員長

起立多数と認めます。

よって議案第 31 号は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

審査の途中ですが 11 時 10 分まで休憩いたします。

(午前 10 時 57 分 休憩)

(午前 11 時 08 分 再開)

## **【議案第 32 号伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】**

◎藤原清史委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に 129 ページをお開きください。

129 ページから 131 ページにかけて「議案第 32 号伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 32 号伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

### 【議案第 33 号伊勢市デイサービスセンター条例の一部改正について】

◎藤原清史委員長

次に 132 ページをお開きください。

132 ページから 136 ページにかけて「議案第 33 号伊勢市デイサービスセンター条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

伊勢市みなとデイサービスセンターの名称を伊勢市みなとふれあいセンターに変えると、そして事業の見直しを行う、この件に関してひとつ質問をさせていただきます。

これまでみなとデイサービスセンターでは入浴サービス及び給食サービスがあって、機能訓練指導員の指導のもとリハビリなどのサービス、あるいは入浴なしで軽作業をするなどのサービスがありましたけれども、現在56名が登録しておられます。1日の定員は30名だそうです。この方々が利用しておられるデイサービスを廃止して総合事業の受け皿にするということなんですけれども、そしてデイサービスを止めにして、利用可能な事業者の紹介など、調整機能だけを請け負うというふうに考えてよろしいでしょうか。

◎藤原清史委員長

地域包括ケア推進課長。

●大井戸地域包括ケア推進課長

在宅介護支援センターの機能を残しつつ、現在検討という中ではございますが、総合事業の通所

系中心になろうかと思いますが、通所系の総合事業とか、集いの場などもですね、受け皿として、事業として進めてまいりたいというふうに考えてございます。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

先日岡田議員の一般質問でもう一つの案件二見デイサービスセンター、これに関しても、ここを廃止して障がい者の生活介護施設に転用するというについて議論がありましたけれども、現在の利用者に十分な情報提供がなされていないということが指摘されました。

みなとデイサービスセンターにおいても、やはり同じ状況にあるというふうに職員の方からお聞きをしております。具体的な今後のサービスの内容がはっきりしないので、利用者や、利用者の家族から問い合わせがあっても答えることができないというふうにお悩みの方でした。

二見の事案に関しましては、副市長のほうから対応に不足があった、適切でなかったというような答弁がございました。みなとについて、その角度からの答弁はあえて求めませんけれども、これまで、みなとデイサービスセンターでデイサービスを利用しておられる56名の方、この方々の今後はどのようになるのでしょうか。

◎藤原清史委員長

地域包括ケア推進課長。

●大井戸地域包括ケア推進課長

現在サービスを御利用中の方につきましては、いわゆるケアマネジャーさん、それからサービスを提供してみえる事業者が中心になることとなりますが、適切な利用調整、適切なケアマネジメントに基づき、その方に応じたサービスの調整を受けていただけるようにですね、進めてまいりたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

民間のですね、デイサービスの事業者がふえているということなんですけれども、事業所がそれぞれ特色、個性があると思います。そしてまた一定の人間関係、利用者同士、あるいは、職員さんと利用者との関係、人間関係ができていんだと思います。一定のコミュニティというのがあるので、そういうふうな人間関係の繊細な部分に関してですね、きちんと対応していくということが、特に高齢者福祉においては大切なことだと考えます。関係は変わることで、認知症などは悪化するなどというようなことも、よくお聞きすることですけれども、このような点に関してどのように考えておられるのかも一度御答弁をお願いします。

◎藤原清史委員長

地域包括ケア推進課長。

●大井戸地域包括ケア推進課長

委員御指摘のとおり、認知症の方などにつきましてはですね、環境の変化による、多少なりともですね、少なからずの影響はあろうかと思いますが、いずれにしましても、その方に合ったサービスが受けていただけるように、適切なケアマネジメントに基づくサービスを提供されるよう、関係の方とですね、連携して進めてまいりたいとこのように考えております。

また、29年から開始を予定しております総合事業の利用される方もみえると思います。そのような方にもですね、適切にサービスが提供されるよう調整をさせていただきたいというふうに考えております。

◎藤原清史委員長

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

利用料金などの点でですね、民間に移譲したときに利用できなくなるというふうなケースが考えられるんじゃないかと思うんですけれども、このような点どのように対処していただく予定でしょうか。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

介護報酬内でのサービスにつきましては、どの事業所を利用していただきましても基本的な利用料金は同じとなりますけども、内容によりましては加算がつく場合もございます。

いずれにいたしましても、利用者の方につきましては、利用料金とかも示しながらですね、事業所とかケアマネジャーさんなども含めて相談し、適切に利用者の調整を図っていくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

本条例の一部改正案について、反対の立場から討論をさせていただきます。

市長は本会議の答弁で福祉サービスの利用形態が措置から契約へと移行し、高齢者福祉については、民間の事業者によるサービスの充実が見られるようになってきていること、新たなニーズに対応するとともに、民間でできるものは民間の事業者へ主体を移していく方針であるとのことのように答えておられました。

しかし今回の条例改正案に示されておる内容は、あまりにも拙速であり、利用者の立場に対する配慮がなさすぎます。

そしてまた現内閣の方針とはいえ、介護事業の民間への移行については、伊勢市は伊勢市で丁寧な方針をもってほしいと思います。

さらに最も重要なことは、介護を必要とするすべての人にサービスを提供する最後のとりでは市であると、基本のところは公が責任を負わなければならない、これは憲法 25 条や 13 条から要請されていることだと思います。

このような視点から見ますと、この事業内容の転換はあまりにも急がされている感があります。また、市は市民の福祉に責任を負うという自治体の立場を明確にする必要があり、用途等の変更に關しては、利用者の声を聞いて丁寧に進めるべきだと考えます。利用者の声を聞かずして、施設の改廃はするべきではありません。このように申し上げて、反対討論とさせていただきます。

◎藤原清史委員長

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 33 号伊勢市デイサービスセンター条例の一部改正について」は、原案どおり可決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

◎藤原清史委員長

起立多数と認めます。

よって議案第 33 号は、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**【議案第 34 号 伊勢市国民健康保険条例の一部改正について】**

◎藤原清史委員長

次に 137 ページをお開きください。

137 ページから 142 ページ「議案第 34 号伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 34 号伊勢市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

**【議案第 35 号伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】**

◎藤原清史委員長

次に 143 ページをお開きください。

143 ページから 218 ページにかけて「議案第 35 号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

少し確認をさせていただきたいと思います。

今回の議案提出ということは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、利用定員が 18 人以下の通所介護事業所においては少人数で生活を、密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性が必要であって、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る上で整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるということから、この 4 月から、この地域密着型のサービスへ移行するという認識をしております。

少しそこで聞かせていただきたいのは、これまで、県のほうが条例という形でこのデイサービスのところについては、人員、設備、運営について規程があったわけですが、今回それが市のほうへ下りてきた形になって、県との条例の違いというのは基本的にはどの辺があるのか、あるのかわからないのかを含めて、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

吉岡委員がおっしゃられましたように、今回の小規模な通所介護の人員などの基準につきましては、県からの権限移譲によりまして、国の基準に準じまして、市が条例に定めているところがございます。

したがって、県の条例と同様に定めておるところでございます。

しかしながら、地域密着型のサービスに移行することで、地域の特性をいかすために関係者ととともに、運営推進会議を 6 カ月に 1 度ほど開催することが必要となっておりますので、その点につきましては、条文に加えさせていただいております。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

今回、そういう形で地域密着型になるわけですが、数字を聞いて失礼ですが、どのくらいの事業所がなって、またすぐに募集しなければならないような地域というのはないのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

事業所数につきましては、まだ確定はしておりませんが、3 月 1 日現在で、35 事業所となっております。

35 事業所につきましては、生活圏域でない地域は少しはありますが、市内全域にわたっておりますので、問題はないかと考えております。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました、ありがとうございます。

もう1点聞かせていただきたいのは、基本的に地域密着型サービスを受けるのは、市に在住するかたということで、現在のデイサービスにおいては、玉城町や近隣の明和町とか、いろんなところから、市の、この今ある施設には通っておられる方もおるとは思いますけれども、この市外の方の取り扱いというのはどのようにしていくのか、みなし指定の考え方について、お聞かせいただきたいとします。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

現在、市内で指定をしておりますグループホームなどの地域密着型のサービスについては、おっしゃられるとおりの伊勢市の方のみが利用できる施設となっておりますけれども、現在ですね、3月いっぱいまで利用されている方、通所介護の施設につきましては、市外の方が御利用いただきました場合でも、また市内から市外の施設を利用している場合でも、そのままみなし指定として御利用することが可能となっております。

しかしながら、その先もですね、要支援の方が要介護に移行することも考えられますし、近隣のデイサービス、市外のデイサービスのほうが近いということで御利用及び要望される方も多いかと思います。その辺に関しましては、みなし指定という手続きを進めたいと思いますが、なんせ、近隣の市町との、事業所さんとのことでするので、近隣の市町とも連携をして、また検討していくことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎藤原清史委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました、よろしく願いいたします。

また、県からですね、こういった仕事の下りてきたということもありますので、また庁内の人員配置も必要ではないかと思っておりますけれども、その辺の対応はどのようにお考えでしょうか。

◎藤原清史委員長

介護保険課長。

●浦井介護保険課長

事業所の指定や更新、指導監査につきましては小規模の通所介護地域密着にすることによりまして、かなり増大をいたすところでございます。

人員配置につきましては、担当者のほうを配置しまして、対応に当たりますし、指導監査などの研修にも参加しまして、態勢をさらに整えていく予定でございます。

あと、28年度につきましては、介護予防の通所介護につきましては、県の指定となっておりますので、県と協力しながら、指導や監査を行ってまいりたいと考えております。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第35号」について、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

**【議案第36号伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の制定について】**

◎藤原清史委員長

次に219ページをお開きください。

219ページから226ページにかけて「議案第36号伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の制定について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

副委員長。

○楠木宏彦副委員長

この地域包括ケア推進協議会を設置するという件ですけれども、国の指導や方針に追随するのではなくて、伊勢市は伊勢市で独自に課題があると思います。それを見つけて住民の立場、介護を受ける方々の立場にたって、現行サービスが切り縮められるようなことがないように運営をしていただきたいと思いますと考えております。

その御注文を言わせてもらったうえで、この地域包括ケア推進協議会を設置することに関しては特に異論があるものではございません。

◎藤原清史委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 36 号伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

(午前 11 時 27 分 休憩)

(午前 11 時 29 分 再開)

## 【管外行政視察について】

### ◎藤原清史委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に「管外行政視察等について」御審査願います。

本件につきましては、2月8日の教育民生委員協議会におきまして実施を決定いただき、日程、視察先及び視察項目について、正副委員長に御一任いただいているものであります。

お手元に配付の資料をごらんください。

視察日程につきましては、5月11日水曜日から13日金曜日までの3日間、また、視察先及び視察項目につきましては、「埼玉県和光市の地域包括ケアシステムについて」、「東京都北区の学校施設の有効活用に関する事項」、「東京都品川区の学校教育に関する事項」、以上3項目について、視察受け入れの内諾を得ているところであります。

また、5月12日木曜日の午前中につきましては、現在、埼玉県草加市の「子ども教育連携推進事業」で調整中であります。

それでは、御発言はございませんか。

吉岡委員。

### ○吉岡勝裕委員

少し聞かせてください。

草加市の子ども教育連携推進事業というのは、ちょっと具体的にどのようなものでしょうか、ちょっと言葉からイメージが湧きませんので。

### ◎藤原清史委員長

事務局。

### ●中野書記

草加市で第2次の教育の計画がありまして、その中で、ゼロ歳から15歳まで一貫した方針のもとで教育の幼保小のギャップとか、小中のギャップとかを解消するための施策をとられておるということで、そういうのがいいんじゃないかということで提案させていただきました。

### ◎藤原清史委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

お諮りします。

管外行政視察については、ただいま説明いたしましたとおり決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定しました。

なお、ただいま決定いただいた視察項目のうち、学校施設の有効活用に関する事項、学校教育に関する事項を継続調査案件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしましたので、議長へ申し出をいたします。

また、中学校給食共同調理場の管内視察の要望がありましたので、学校給食に関する事項を継続調査案件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしましたので、議長へ申し出をいたします。

なお、管内視察の実施時期は、新年度以降で調整中ですので、よろしくお願ひします。

管外行政視察の行程等の詳細については、正副委員長へ御一任願ひしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

詳細な行程は、決まりしだい委員の皆さまに配付いたします。

次に、視察報告書についてですが、視察終了後、各委員から正副委員長に所感を提出していただき、正副委員長において報告書を提出するということに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎藤原清史委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定しました。

以上で御審査願います案件はすべて終わりました。

それではこれもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

午前 11 時 32 分 閉会

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員